

# 県内企業優先発注及び県産品の優先使用等に係る実施方針

制定 平成26年2月18日

## 1 趣 旨

「広い意味での地産地消」を推進することで、地域経済循環の強化を図り、地域経済の活性化を促進する観点から、県の公共調達に関する統一的な方針を定め、入札等に係る関係法令等（WTO政府調達協定を含む）に従いながら、当該方針に基づき、県内企業への優先発注及び県産品の優先使用を推進するとともに、民間事業者等に対しても協力を要請していく。

## 2 定 義

- (1) 県内企業・・・県内に主たる営業所を有する企業
- (2) 県産品・・・県内で生産又は主な製造・加工が行われたもの

## 3 対象組織

知事部局、会計管理局、企業局、病院局、議会事務局、教育庁、警察本部、人事委員会事務局、監査事務局、労働委員会事務局、海区漁業調整委員会事務局、内水面漁場管理委員会事務局

## 4 県における各分野の実施方針

分 野	対 象 範 囲	取 扱 要 領
(1) 公共工事 関係	県が発注する建設工事に 係る契約（建設工事に 関する設計、測量及び調査 等を含む）	<p>① 発注にあたっては、特殊な工事など競争性が不足する場合を除き、原則として県内企業とする。 なお、大型工事における特定建設工事共同企業体にあつては、技術的難易度の高い工事等で県内企業では施工が困難なものを除き、代表構成員または構成員は、原則として県内企業とする。</p> <p>② 効率的な執行が可能なものについては、分離・分割した発注を行うことにより、県内企業の受注機会の確保に努める。</p> <p>③ 設計段階にあつては、技術的な問題がある場合等を除き、県産品や県内企業の活用が可能な地産地消に資する工法の採用に努める。</p> <p>④ 県工事受注業者に対し、下請負人選定にあつては、県内企業を優先的に選定するよう要請する。 また、建設資材については、原則として県産品の優先的使用を行うとともに、資材調達についても県内企業から優先して調達することを要請する。</p>

分野	対象範囲	取扱要領
(2) 情報システム調達関係	県が発注する情報システム（情報通信機器、ソフトウェア、システムの運用及び保守、データ入力、システム開発、ソフトウェアの改修、その他の関連サービス）の調達に係る契約	<p>① 発注にあたっては、特殊な仕様など競争性が不足する場合を除き、原則として県内企業を優先的に選定する。 （既に導入・稼働している情報システムに係る保守・運用等に関しては、この限りでないが、契約更新の際には、原則として県内企業を優先的に選定する。）</p> <p>② 効率的な執行が可能なものについては、分離・分割した発注を行うことにより、県内企業の受注機会の確保に努める。</p>
(3) 物品等調達関係	県が発注する物品等の調達に係る契約	<p>① 発注にあたっては、特殊な仕様など県内企業で対応できない場合を除き、原則として県内企業を優先的に選定する。</p> <p>② 発注にあたっては、県産品の優先購入に努めるものとする。</p> <p>③ 受注者に対し、契約の履行に必要なものの調達や下請の選定にあたっては、県内企業を優先することを要請する。</p>
(4) その他の分野	公共工事関係、情報システム調達関係及び物品調達関係以外の調達に係る契約	<p>① 発注にあたっては、特殊な仕様など競争性が不足する場合を除き、原則として県内企業を優先的に選定する。</p> <p>② 保守・リース契約など、毎年継続的に発注しているものについては、契約更新の際に原則として県内企業を優先的に選定する。 OA機器用消耗品等については、県内企業で対応できる場合は、可能な限り、調達先として県内企業を優先的に選定する。</p> <p>③ 利用者へ食事を提供する機能を有する県有施設においては、その食材として県産品の優先購入に努めるものとする。</p> <p>④ 受注者に対し、契約の履行に必要なものの調達や下請の選定にあたっては、県内企業を優先することを要請する。</p>

※上記各分野の調達に係る契約に関し、別途法律に基づく方針等があり、本実施方針との両立が困難な場合においては、原則として法律に基づく方針等を優先するものとする。

## 5 外部団体等に対する取組の推進

- (1) 「県の外郭団体」、「県の委託や補助金を受けている事業者」、「県が事務局になっている協議会等の団体」に対し、関係部（課）において、県同様の取組を行うよう要請又は指導する。
- (2) 県以外の在県官公署（国の出先機関や市町村）に対しても、本方針の趣旨に基づき、関係部（課）において協力を要請する。
- (3) 県内の建設業関係団体（建設工事に係る設計、測量、調査関係団体を含む）、観光業関係団体、ほか各種経済団体に対しても、本方針の趣旨に基づき、関係部（課）において協力を要請する。

## 6 取組状況の把握

本方針に基づく「県内企業優先発注及び県産品の優先使用」の取組状況等については、毎年度知事へ報告し、推進状況を把握することにより、実効性を高めていくこととする。